

第49回 個人型年金規約策定委員会

会 議 録

国民年金基金連合会

第49回個人型年金規約策定委員会会議録

1 開催日時 令和2年3月5日(木) 10時00分～

2 開催場所 国民年金基金連合会 9階会議室

3 委員定数 9名

4 出席委員 9名

荒井 恒一委員

伊藤 彰久委員

鈴木 由里委員

高瀬 高明委員

辻 松雄委員

長沼 建一郎委員

原 佳奈子委員

森戸 英幸委員

国民年金基金連合会理事長 松下 睦

5 議 事

(議案)

(1) 令和2年度 個人型確定拠出年金事業計画(案)

(2) 令和2年度 国民年金基金連合会予算(案)

[確定拠出年金事業経理]

(報告事項)

(1) 個人型年金規約別表の一部変更に係る理事長専決事項

(2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

(3) 個人型確定拠出年金の制度改正について

6 議事の経過要旨及び議案の議決の結果

- ・ 委員改選があったため、連合会理事長が議長を代行し、開会を宣言した後、委員長の互選が行われ、森戸委員が委員長となった。
- ・ 理事長は、委員長に議長を交代し、委員長より、委員長代理に長沼委員を指名し、了承された。
- ・ 事務局から出席状況について、委員及び連合会理事長のうち定数9名中9

名が出席し、個人型年金規約第14条の規定による定足数を満たし委員会が成立していることが報告された。

- ・ 以下2議案について審議され、全委員一致で原案通り可決された。
 - (1) 令和2年度 個人型確定拠出年金事業計画 (案)
 - (2) 令和2年度 国民年金基金連合会予算 (案)
[確定拠出年金事業経理]

<議案>

事務局より次の議案について説明が行われた。

- ・ 議案(1)の令和2年度 個人型確定拠出年金事業計画 (案)
- ・ 議案(2)の令和2年度 国民年金基金連合会予算 (案) [確定拠出年金事業経理]

<質疑>

高瀬委員： コールセンターに控除証明のときに入電が増えるという話ですが、控除証明とどういうつながりで質問がくるのですか。

事務局(大場部長)： まだ控除証明書が来ないとか、送られてきたけれどもどこかにいってしまったので再発行してほしいとか、そういった問い合わせを頂いております。

高瀬委員： そういうことで、増えるものですか。

事務局(大場部長)： はい、実績としてそうなっております。

高瀬委員： 来ないっていうのは、最終的には来るわけですね。

事務局(大場部長)： 最終的には来ますけれども、まだ来てないがどうなっているのかといったようなご照会等がございます。

高瀬委員： 控除証明書がいつごろ行くかということは、あらかじめ連絡してないのですか。

事務局(大場部長)： あらかじめ各加入者の方にはしているというわけではありません。

高瀬委員： だいたいいつごろ行きますというのは、加入のときに説明しないのですか。

事務局(大場部長)： 手引きを配布しておりますが、だいたページも多いので、隅々まではお読みになっていないのではないかと考えおります。

高瀬委員： 何か事前の案内でコールセンターの問い合わせを減らせることができるのであれば、考えたほうがいいのではないかと感じました。

鈴木委員： その控除証明についてですけれども、私自身も確定申告というものをしておりますので、この控除証明の問い合わせが多くなるというのはよく分かります。

普段は気にしていないので、あるときに気が付いて、来てないとか、心配になって問い合わせるということです。こういうことはよくあることと思います。ですから、問い合わせが増えるというのはすごく理解できますが、例えば、もう発行してある、実質既に発行済みなのにまだ来ていないとなったときに、オンラインで再発行を申請できるというふうにはなっていないのでしょうか。もしなっていないければ、今後そういうシステムを作成するご予定はあるのかというところをご教示いただければと思います。

事務局(大場部長)： 現状は、オンラインではなくてアナログでやらせていただいておりますけれども、オンラインでやります場合には、仮にそういうことですと個人情報になってまいりますので、本人確認をどう行うか、あるいはそのためのシステム整備をどうしていくかということが論点になってこようかと思います。

鈴木委員： ご参考までですけど、実は最近、小規模企業共済のほうで、私がお金の掛金払込証明書を受け取りそびれてしまって、再発行をお願いしたんですけど、それはオンラインで対応ができて、非常に簡単でしたので、小規模企業共済のほうがどういうシステムを組まれているのか分かりませんが、非常にシンプルなシステムだったので、そういうのも参考になるかと思います。

荒井委員： 今の事務処理の関連ですけども、コールセンターについて11月は控除証明で多いというお話がありましたけども、平均して入電が2万2,000件であって受電が1万件ということは、だいたい半分ちょい欠けるぐらいしか電話が取れていないということでしょうか。

事務局(大場部長)： 年間トータルして、分母分子を比べますと、そういうことになると思います。

荒井委員： そうすると、電話をかけても、つながらないとか、混みあっていますといったアナウンスが流れるような話になると思うのですけれども、つながらないということで不満がたまることになります。毎年、コールセンターの体制を充実していくという取り組みは大事なことだと思いますけども、これだけ加入者が増えていてこれからも増えることが予想される、3割ぐらい増えていくということだと思いますので、この先加入者の方をはじめ問い合わせる方の不満が高まらないような体制を構築していかないと、持続性の観点から大丈夫なのかということがあると思います。

今お話があったITを使ってということもあると思います。取りあ

えず 2020 年度は人を増やして対応していくとのご説明もありましたけれども、もうちょっと先を見越した準備ということで、オンライン処理の開発もされるということですので、問い合わせしてくる方の満足度を高めていく形で、いろいろな取組みをして行くのが大事だと思います。

事務局(大場部長)： 今のオンラインでの事務が可能かどうかというところは、研究をさせていただきたいと思います。ただ、このオンラインでやるという動きがあるのは承知しておりますけれども、本人確認などをどうするか、そういったところが論点になるものではないかと考えております。いずれにしても研究をさせていただきたいと思います。

森戸委員長： 2 回かけたら、平均すれば取ってもらえるっていう理解でいいですか。

事務局(大場部長)： 確率論的には、そういうことになるかと思えます。

森戸委員長： あと、今も出ましたけど、チャットとかそういうので今、こういうのをやっているところも多いので、そういう検討もされていると思いますけど、本人確認が要らないでできることもあるかもしれないし、そういうご意見だったと思いますけど、なるべく効率的に、そういうお問い合わせとかに対応する、定型的なものもたぶんあると思うので、そういう検討っていうのは、なされる必要があるかなと。それをされているとおっしゃったと思いますけど、一応コメントです。

原 委 員： iDeCo プラスについて、これは第 1 号議案の計画のほうですけれども、iDeCo プラスが非常に、申請する事業主の増加ペースが上昇しているというご報告だったと思いますけれども、その中で、受付、内容確認等の事務を外部委託するということだと思えます。事務体制の強化というのは引き続き図っていただきたいということと、こちらについては、事業主への説明が非常に重要になるので、そういう意味ではコールセンターを分けるとか区分するとかも検討課題と思えます。

あとは広報につながってしまうのかもしれませんが、顧問先が中小企業であることが多い社労士や税理士さんなどへの周知徹底などをすることで、さらに増加すると思われれます。iDeCo プラスは、特に厚生年金基金の解散企業等でプラスアルファということで考えると、中小企業では、なかなか企業型 DC は簡易型含めて難しいというところがあり、私の周りの社労士のからも iDeCo プラスに加入している企業が増えてきているという情報を得ています。あと、日本

商工会議所様にも、ぜひご協力いただけるかなといった部分もありますし、今度、対象企業規模が 300 人以下ということになりますので、そういった退職給付制度とか企業年金といったものに詳しい方を、ぜひたくさん増やしていただきたいということもあって、事業主の方や人事の方等への研修会の中に iDeCo プラスという部分も含めて、やっていただくということが必要かと思えます。

もう一つ、また広報についての計画の中で、最後のところに、国民年金基金の啓発広報と連携した取り組みを行うという一文がありましたけれども、やはり国民年金基金、DB の方との連携をぜひ進めていただきたいと思えます。ホームページ等、いろいろあると思いますが、自営業とかフリーランスの方が増えてきている中で、老後の保障、所得確保という意味では、この iDeCo もそうですし、国民年金基金もぴったりだと思えますので、そういった意味では厚生年金がない、フリーランスとして働いている方への広報活動を、ぜひ国民年金基金と連携してやっていただきたいです。いろんなパターンがあると思えますけれど、そこをしっかりと強化していただくということは、是非進めていただきたいと思っております。

続けて第 2 号の予算案についてなんですけれども、拝見させていただいて、まずシステム開発の長期借入金についてなんですけど、年度末の予定貸借対照表とか、最後にご説明があった収支見通しの中のページにも載っていますが、この借入残高、6 年度までに完済、完了とされていますけれども、今年の法改正があった場合、またシステム開発費などが必要になってくると思えますので、その辺りの、今後の動向で分からない部分もあるかと思えますが、返済原資というか、どういった借り入れ、お金の調達をされるのか、加入者も増えていくと思えますけれども、どういうふうに見込まれているのか教えていただければと思えます。

また、これが手数料なのか借入金なのかというところで、また変わってくると思えますので、もし現時点でそういった見込みがあれば、ご教示いただきたいというのと、どういうふうなシステム開発部分がプラスアルファで入ってきて、この収支の見通しがどう変わってくるのか、その辺りはまたそのときかもしれませんけれども、確認をさせていただければと思えます。

あともう一点、自動移換金については、特定業務会計のところにあると思えますが、これは元々制度が始まる時から懸念されていた課題というべきものかと思えます。やはり 6 カ月以内に手続きし

ていただければいいんですけれども、30年5月の改正で、自動的に移換戻しという形をされていると思いますが、この辺がいろいろ増えたり、あと累積で見ても額が大きくなってきていると思いますので、改正によって事業主への通知などが始まっていたりしますし、自動的に企業型のほうに移換したりなどもありますけれども、金額が大きくなるというところを含めて、動かしようがないところかとは思いますが、その対策というかそういった予定がもしあれば、お聞かせいただければと思っております。

事務局(大場部長)： まずシステム関係でございますけれども、おととい法案が決定されて、国会審議は今後ということで、法案成立が前提でございますけれども、私どももこの法の施行のために必要な開発費につきまして、予定どおり成立する場合には本年度から必要になってくると思っておりますので、その辺の経費の精査、それからその経費をどう賄っていくかということも含めまして、今後精査、整理をして、また改めてご提案をさせていただきたいと考えております。

自動移換の関係でございますけれども、平成30年5月から申出なしで移換戻しができるという制度が開始になりまして、本年度200億円はお返しができるという見通しでございますけれども、引き続きこの仕組みを適切に活用していきたいと考えております。より抜本的な見直しにつきましては、厚労省にお願いしたいと考えておまして、厚労省と連携してわれわれとしても検討したいと考えております。

それから最後に iDeCo プラスの周知、普及啓発でございますけれども、ご指摘がございましたように、今度の改正案の中に事業規模300人以下に引き上げるというのも入っておりますので、300人以下に拡大という契機も的確に捉まえて、積極的に普及に取り組んでいきたいと考えております。

松下理事長： 先ほど、荒井委員と原委員からコールセンターの件についてご指摘たまわりましたけれども、われわれも現状、こういう応答率という状況になっているということについては非常に重要に受け止めており、実際本年度につきましても、コールセンターの要員については、5名の増員を既に、昨年6月に図ってきたところであります。

ただわれわれ、今、週次でセンターの状況をウオッチしていますけれども、実際のところ、波が結構あって、連合会とかから送付物が届いた直後は、必ず数字が、入電の数が跳ね上がる状況でして、

何もない平時ですと9割ぐらいをだいたい応答できているときもあれば、極端に5割を下回るというような状況にもありまして、先ほど原委員がおっしゃった、その中には、事業主の方からのご照会も結構増えるケースがありますので、われわれの中で今検討していますのは、事業主経由のお問い合わせと加入者の方のお問い合わせのルートを少し分けるといったようなことも含めて、考える必要があるかなと思っております。

それからさっき説明がありましたように、特に一番反応の多い控除証明のところの季節的な要因の増加に対しては、人員の増加ということを来年度計画で対応していきたいということですので、来年のこの席ですぐに成果が表れるかどうか分かりませんが、少しでも応答率改善に向けて、引き続き努力をしていきたいと思っております。

辻 委員： 当協会も相談所を設けておりますが、入電と受電で差があり、全ての入電に100パーセント対応しようとする、人数も多く雇わなければいけません。資料記載のiDeCoの公式サイトには、よくある質問コーナーのようなものもあると思いますので、そういったものを事業者用にも作るなど、工夫をされてはいかかかと考えております。

事務局(大場部長)： 公式サイトにつきましては、本年度改修させていただいておりますけれども、今後その効果測定もさせていただいて、さらに分かりやすい内容にしていく努力を続けていきたいと考えております。

伊藤委員： 先ほど原委員のほうからもお話があったところに関係しますが、私、推計のところずっと、この間こだわってきていますけど、また今日の資料についても確認をさせていただきたいと思います。

推計は、手数料につながる重要なデータだと思いますので、また、社保審で去年末にまとめた議論の整理でも、国基連が手数料を再設定すると明確に書いてあって、手数料が上がるものと思われているわけで、納得できる説明とその透明性が一層重要になると思っていますので、ちゃんとやっていかないといけないと思っています。

まず確認ですけれども、資料1の5ページの加入者の推移及び見込み件数について、ここで赤い予算推計と書いてあるこの予算推計というのは、どの時点の推計かというのを教えてください。おそらく30年9月の推計ではないかと思いますが、それが1つの質問です。

それからあと、今回の推計で、予算のほうの資料2のほうの後ろ

のほうの資料、11 ページ、12 ページで出てきますけど、この間何回も言っていますが、推計方法が 30 年推計までとそれ以降で大きく変えているところがあって、連続性があまりないと思っています。

今回資料 2 でお示しいただいている 11 ページの参考資料 1、これは、去年の 9 月時点の将来推計とは推計方法は変えていないのかということ。まずこの 2 点について教えてください。

事務局(大場部長)： まず資料 1 のほうでございませうけれども、5 ページの予算推計のグラフがございませうけれども、こちらは去年の今の時期に推計したものでございまして、30 年度に推計をさせていただいた数値でございませう。

それから資料 2 のほうでございませうけれども、11 ページの加入者将来推計で、今回推計方法が変わっているかどうかということにございませうけれども、今回は加入者につきましては、30 年度から令和 1 年度にかけまして、減少傾向が見られているということで、この傾向を踏まえまして、令和 2 年度につきましては数値を下げております。昨年におきましては、むしろ 30 年度から令和 1 年度は新規加入者が増えるという推計を立てておりましたけれども、今回はそれを修正させていただきまして、令和 1 年度から 2 年度にかけましては、数値が減少するというふうにさせていただいております。

伊藤委員： ありがとうございます。1 点目のほうは、昨年というと、令和元年の 9 月になりますけど、30 年とおっしゃっていて、どっちなのかなど。30 年ですよ。

事務局(大場部長)： はい、30 年 9 月。

伊藤委員： 分かりました。30 年 9 月時点に基づく将来推計との差っていうのは、もはやあんまり関係ないかもしれないですけど、今回推計でかなり乖離(かいり)が出ているというのが数値で見えるわけです。

それで今回の推計ですけども、おっしゃっていただいたように、R1 年度が減っているんで、R2 年度も合わせて減らしたというのですけれども、それだけではなく、30 年度の足元も確定の数が変わっていますし、R1、2 と下げているということで、その数字の変化はかなり大きいと思っています。今日は過去との比較ができる資料はないのですが、新規加入者については R1 年度時点で前回推計より 3 万 8 千人も少なく下方修正しています。R2 年度については約 5 万人の新規加入者の減と、企業型と運用指図者からの移行者を合わせたトータルでいっても 4 万人、左側の 37 万 5 千人のところですが 4 万人下方修正となっているので、かなり大きいと思います。

それに連れて、12 ページの収支見通しのほうも、手数料収入が R2 年度は 1 億 6,600 万円下方修正されていて、そこを剰余金とさらに繰入金まで使って穴埋めしている構造になっているというのが分かりました。去年のこの時点で示していただいている平成 31 年 2 月作成の見通しでは、平成 35 年に完済できると示されていたのですが、今年はやっぱりそれは無理でしたということで、令和 6 年度には完済できますという推計に変わっているわけです。先ほど原委員がおっしゃったようにさらなるシステム改修が必要だということになりますので、将来推計はやはり甘くは出さないほうがいいと思います。

最後に聞きたいのが、R3 年度以降の将来推計、11 ページのほうですが、36 万人で固定しているところは去年と変わらないわけですが、今言ったように、R2 年度で 4 万人減るよっていうこと出しながら、3 年度以降は 36 万人で固定とする理由をあらためて説明いただきたいと思います。

事務局(大場部長)： この 3 年度以降で月 3 万件につきましては、昨年度同様の数値にさせていただいております。今回、特に見直しをさせていただくような確たる論拠もないということで、引き続き据え置きをさせていただいております。ただし、今回オンライン化を提案させていただいておりますけれども、オンライン化の導入によりまして今後加入が増える、あるいは業務が効率化する、そういった点は想定できますので、その辺をどう見込んでいくかということにつきましては、引き続き情報収集をさせていただきながら、検討を進めていきたいと考えております。

伊藤委員： もうこれで終わりにしますが、こういう話をすると、なかなか推計は難しいものですよというお話で終わってしまうのですけれども、これからは、さっき言いましたように手数料を引き上げるというメッセージがもう出ていて、より手数料に対する説明が求められると思うので、やってみないと分かりませんということでは納得してもらえないと思います。その辺はより精緻に検討していただきたいと思います。以上です。

長沼委員： 3 点ほどコメントのようなことだけ。全般に異論ありませんが、3 点ほどコメントのようなことだけを申し上げたいと思います。

第 1 には伊藤委員がおっしゃったことですが、将来推計のやり方、その都度いろいろ変わってご説明いただくんですけれども、前と比べてみたいという感じを持つことは多いので、これも何年か

前に申し上げたのですけれども、前とどこが変わったのかを明示いただけると、話は少し理解しやすいかなという感じがします。また直近、今伊藤委員がおっしゃった、足元で落ちているのに先はこのまま伸ばしていいのかというふうなことも、これも数年前に言ったことがあるのですけれども、それでいいのかというような点は検討いただければと思いますし、以前、これも数年前に、前の推計と今回の推計というふうに比較対照して出していただいた年もあったのですけれども、何か今回の推計は前とどの辺が違うというようにところが見やすいと、議論しやすいような印象があります。

第2に、先ほどコールセンターの話で盛り上がったのですけれども、これも前からやっていると、たぶん入電受電の比較を出していただいたのは本年度が初めてで、その意味では、非常に積極的に情報開示していただいたので、先ほどのような議論が可能になったというふうに思っています。その点は事務局に大変感謝したいと思います。その上で理事長が、各委員がご指摘いただいたような方向でやっていくのがいいんじゃないかというふうに思います。たぶんこの時期、保険会社なんかもう電話取れば控除証明届かない、控除証明なくしたっていうのばかりなので、突出しているというふうな点は仕方ないと思いますので、たぶん入電受電の対照っていうのは、児童虐待なんかでも全然取れないっていうような話があるので、それと比べればかなり健闘していると思いますけれども、さらにかかるといっていいかというふうに思います。その意味で、併せて控除証明について本人確認が大事なんだろうというふうな点も理解できるところもあるので、それと手続きの簡略化とどうマッチングさせるか、ご検討いただければというふうに思います。

最後に、それとの関係ですけれども、加入手続きについて事業計画の来年度の最重要項目としてオンライン化を進めるということで、まさに、ここも本人確認がとても大事で、最近はかんぽで大変な議論になっているわけですが、あれは自署で押印しても本人の意思ではなかったというようなことが話題になっている中ですので、オンライン化自体に反対するものではありませんが、この時期にオンライン化して、実は本人じゃなかったみたいなことがあると、あのとき何をしていたというふうな話になりますから、重々慎重に進めていただければというふうに要望しておきたいというふうに思います。以上3点です。

事務局(大場部長)： 慎重にというご指摘は承知いたしました。

それで本人確認のやり方としては、これはN I S Aで既にオンライン化が進んでおりますけれども、写真付きの公的身分証明書、これを画像化していただいて提出していただくということを基本に考えてございます。

それから最初に将来推計のご指摘をいただきまして、一応、昨年とどこが変わったかというのは、下の細かい字のほうには記載させていただいているところがございますけれども、そもそも字が全体的に小さくて、文章も文字が小さく見にくいところがあるかと思っておりますので、今後改善をさせていただきたいと考えております。

伊藤委員： 第1号議案の2ページの(4)に2号加入者の届け出事務のところで、これも2~3年前からですか、複数のRKが1つの事業所に刺さるときには、RKさんからじゃなくて国基連側からいろんな連絡をもらったりしているという話ですけれども、これは確かに、複数のRKから会社のほうに、事業所のほうに連絡が来ても、後から連絡が来た2つ目のRKに対しては、もう対応したからいいやって忘れられちゃうとか、そういう問題があるというのは良くないから、まとめて国基連側でやるというのはいいことだと思いますが、ずっと検討、調整と言われて数年たっています。では、わが社のiDeCoに加入している従業員の担当RKがたまたま1つだけだったというような場合だけ、そのRKさんがその会社にいろんな連絡をしたり、資料を届けたりということでもいいんですか。

事務局(大場部長)： 今ご指摘いただいたような事務分担をRKとの間でやってございますけれども、それは本年度の暫定的な位置付けということで、来年度以降、これをどうしていくのか、そもそもこの事務全体をどういうふうに整理していくのがいいのか、そういうようなことをRKあるいは厚労省と相談、検討をさせていただくというものでございます。RKからは、規約上、連合会の事務になっているのではないかとといったようなご意見も頂いております。

一方、私どもとしては、法的には契約上、RKの事務になっているのではないかと考えているところがございますけれども、そういった法的な位置付けも含めまして、今まさに厚労省とも相談をさせていただいているところでございます。

鈴木委員： 最後にこのiDeCoに関する啓発広報およびさらなる加入推進という、これは事業計画案の2ページのところでございますけれども、さらなる普及の啓発活動に関連してなんですけれども、そもそも年金制度というものの自体が、いろんな制度がありますので、国民に分かりづら

いというのがまずあるのではないかなと思ってまして、iDeCo の説明をする際に、全体像が分かったほうがいいのではないかなと思っています。

他の制度、例えば2号と1号がそもそもありますし、全体としてどういう、もちろんウェブサイトを見れば分かるのですけれども、たぶんそういうところも含めて、特に若い世代の方たちには、iDeCo というのは、そういう全体の日本の年金制度の仕組みの中のこの部分だということが分かるような説明を心掛けたほうがいいのではないかなというふうに思っています。

というのは、他方で NISA がありますけれども、今般の金融庁のほうでされている改正法案で金融サービス仲介業というものを創設いたしますが、従前は銀行の商品は銀行、代理業がやるとか、証券会社の商品については証券会社の金融商品仲介業がやるとか、保険だったら保険の代理店であるとか募集人であるとかっていう縦割りで行っていたのを、簡易なプロダクトについては一本化する資格を別に作りましょうという話になっている。それは元々の発想は、国民の老後の資産形成っていったときに、別に預金……縦割りでいろいろ説明されても、全体として、一人一人が全体としてどういう資産形成をすればいいのかっていう話なので、横串で見ないと、各人の資産形成をどうすればいいのかというのは、一人一人がちょっと分かりづらいということもあって、そういう横串を挿す資格を新しく作るということになりました。

そういう発想からしますと、そういう自助努力で資産形成する、他方でこういった公的なもの、あるいはこういう iDeCo といったように個人で拠出して作っていくもの、トータルでどうなるのかというのがもう少し見えたほうがいいのかなと思うので、そういう観点でちょっと分かりやすい説明をお願いできればと思っております。

事務局(大場部長)： 制度の周知に当たっては、ウェブの活用が大変有効だと思っております。今回、公式サイトも、全体の中でのこういった位置付けであるとかそういうことも含めて、より分かりやすくということで見直しをさせていただいたところがございますけれども、これはこの2月にやったばかりでございますので、効果なども把握させていただきながら、またよりよく改善をしていきたいと思っております。

原 委 員： 今ちょっとお話が出たので、広報について再度お願いというか意見というかコメントですけども。やはり iDeCo を含めた年金制度には、公的年金、企業年金、個人年金があるという全体像があって、

自分は公的年金では何に入っているのか、企業年金がどういうものがあるのか、いや、企業年金がないところもありますし、さまざまです。老後の所得確保を考えたときには、まずは年金制度というものの縦軸というべきなのか、よくいわれる1階、2階、3階じゃないですけども、そこにどう自分が当てはまっているのか、現在3階の部分に入っているものがあればどういったものに入っているのかということを考えていただく。これは個人的な話になるかもしれませんが、金融機関さんなどで研修をさせていただくときに言ってることですが、公的年金制度がベースにあって、私的年金と合わせた年金制度の全体の体系を軸にして、まずは考えていただくことが必要かと思います。

やはり年金制度体系で言えば、中にあるもので法律に基づく制度であるので、そういったものをまず縦軸で理解していただいて、そして個人年金のところ、あるいは貯蓄でももちろんいいんですけども、自社の個人年金保険等があるところであつたら、それもあるけれども iDeCo もきちんと理解しようと思って動いていただいていると思います。そういった意味では、難しいですけども、金融機関さんでも一生懸命、どう得意先とか営業の方が説明するのかというジレンマみたいなものがあるかもしれません。自社の商品と iDeCo という部分で。ただやはり iDeCo については中立的に、税制優遇も含めたメリットとか、老後まで引き出せないところはむしろ老後に特化したものであるとか、そういう部分がきちんと説明していただけるようになっていると思っています。

やはり年金制度を軸にして考えていただきながら、ホームページやキャンペーンじゃないのですけれども全国に届くような何か、ここにはいろいろと講師派遣などもあると思いますが、金融機関さんに対してもそのような形で、お客さまと接する方に対して、これまでもやってらっしゃると思うのですけれども、引き続き iDeCo に対しての位置付けのようなところ、メリットや意義などそういったところも中立的に説明していただきたいと思っております。

事務局(大場部長)： 承知しました。

辻 委員： 金融機関としては、一生懸命説明を尽くしておりますが、そもそも制度が複雑すぎると考えております。一つはお配りいただいております参考資料の2ページ目に記載のとおり、公的年金の上に iDeCo がありますが、拠出限度額一つ取りましても、どこに該当するかによって拠出限度額が変わってしまい、銀行員も説明に苦慮し

ているところです。私どもも毎年、拠出限度額の撤廃または引上げと同時に簡素化を要望させていただいておりますが、なかなか実現が難しい話であります。分かりやすい説明のため、銀行員もフィナンシャルプランナーの資格を取るなど、勉強もしておりますので、引き続き努力はしていきたいと思っておりますが、拠出限度額については、加入者の属性により異なる拠出限度額を一部引き上げることにより簡素化し、分かりやすい制度としていただきたいと思いますと思っております。

森戸委員長： そのほかに何かご質問ございますか。いかがでしょうか。

それでは、ご質問もないようですので、2議案について一括して議決したいと存じます。第1号議案は令和2年度個人型確定拠出年金事業計画（案）、第2号議案は令和2年度国民年金基金連合会予算（案）〔確定拠出年金事業経理〕、両案について原案通り決することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

森戸委員長： ご異議がないようですので、2議案について原案どおり決することにしたいと思っております。また、ただ今承認されました事業計画（案）及び予算（案）につきましては、今後、厚生労働省の認可が必要ですが、その過程において、仮に変更があった場合は、その取扱いについて委員長の私にご一任いただきたいと思いますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

森戸委員長： ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱うことにさせていただきます。議案は以上でございます。

<報告事項>

事務局から「（1）個人型年金規約別表の一部変更に係る理事長専決事項」、
「（2）指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由」について説明が行われた。

<質疑>

森戸委員長： 指定運用方法の選定理由ってというのは、何か公開されるものなの
でしょうか。

事務局(大場部長)： はい、このフォーマットにつきましては、公開を既にさせていた
だいております。

森戸委員長： 各金融機関の人が、他の会社が何て書いているのか見られるとい
うことでいいですか。

事務局(大場部長)： 結構でございます。

森戸委員長： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。報告事項、今2
点ありましたけども、こちらの資料はよろしいですかね。はい、あ
りありがとうございます。

<報告事項>

事務局から「(3) 個人型確定拠出年金の制度改正について」について説明
が行われた。

<質疑>

森戸委員長： これは、厚生労働省が作られた資料ですね。

事務局(大場部長)： はい、そうです。

森戸委員長： もちろん法改正の全体像で、その中にオンライン化っていうのが
大々的にといいますか、議論の整理でも、1ページ取ってこう載っ
ているわけで、非常に重要なことだという位置付けだと思います。

まさに連合会は大変だと思うのですけれども、非常に重要な役目
を担うということの表れかというふうに思います。

他にご質問、ご意見いかがでしょう。よろしいですか。

長沼委員： 戻って申し訳ないのですが、報告事項でデフォルトファンド
について、委員長がこれは公開されるのかというご指摘があったの
で一言コメントしますと、この制度が始まったときに、僕もちょっ
とそれは気になって、あんまりないとは思いますが、非常に、
何というのかな、一番いいですよみたいな感じのことを書くとその
ままオープンになるのかというふうなことは気になったので、この
委員会で数年前に指摘したことがあるのですけれども、そのときは
当時の部長が、出てきたのを載せるしかないというような話でして、
それはたぶん、法制的にはそれしかないのかと思うのですけれども、
あまりにも、これはどうなのかというようなことが出てきたときに、
改めて事務局と委員長で意見交換したらいかがかというふうには思
います。

森戸委員長： 今、そういうのがあるというご趣旨ではないですか。

長沼委員： そういう意味では全くないです。

森戸委員長： 分かりました。公開されることで、あまり恥ずかしいのは出せないから。でも他方で、それっぽい作文みたいにみんなまとまると、それはそれで良くないかもしれません。いずれにしても、今ご指摘あったようにしていただければというふうに思いますが、何かコメントありますか。

事務局(大場部長)： 私どもとしても、できる範囲ではございますけれども、中身につきましてはチェックをさせていただこうと思います。

辻委員： 公開によって競争が図られ、商品の改善が行われる。そういう意味では公開の意義もあると思っております。

森戸委員長： はい、そのとおりでと思います。ありがとうございます。なかなか、ちゃんと読んでいくと面白い資料かという気もしますが、他にいかがでしょうか。

伊藤委員： 委員長が変わられたので、それを機にちょっと提案ですけど、検討していただければなと思うのですが、この会議がやっぱり重要だと思うのです。さっきから言っているような手数料問題なんか、ここでしか議論できませんし、そういう意味では、この委員会が行われているということが全然外に知られていない。

資料も公表されていないし、議事録も公開されていないことについては、いろいろ意見言って、こういうふうに変えてもらおうみたいな、個別審査的な議論になったらそこは難しいという気もするのですが、事業計画とか予算とかっていうのは、これ全然問題ないと思っていて、公開することに関して、少なくとも資料とか議事録などの公開の可能性を検討していただけないものかなと思いますので、意見として言わせていただきます。

森戸委員長： はい、いかがでしょう。

事務局(大場部長)： 検討させていただきたいと思います。

森戸委員長： はい、それは検討事項ということにさせていただければというふうに思います。他にいかがでしょうか。取りあえず報告事項に関して、それからもし全般についてもあれば、ここで頂きたいと思いますが、よろしいですかね。

はい、ではありがとうございます。報告事項は終わりといたしまして、議事録署名人の指名をさせていただければと思います。本日の議事に係る議事録署名人については、荒井委員と伊藤委員にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(荒井委員、伊藤委員了承)

森戸委員長： ありがとうございます。これもちまして、本日の委員会は終了いたします。次回の日程に関しましては、事務局から別途ご連絡することになるかと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

(閉会 11 時 55 分)